

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 広島県規則第二十一号

#### 住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

住民基本台帳法施行細則（平成十四年広島県規則第六十五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(本人確認情報の利用に係る事務)</p> <p>第八条 条例別表第一の三十四の項の規則で定める届出又は報告は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2  条例別表第一の三十五の項の規則で定める資金は、広島県看護師等修学資金貸付規則第一条の規定による資金とする。</p> <p>3  条例別表第一の三十六の項の規則で定める資金は、広島県高齢者住宅整備資金貸付規則を廃止する規則（平成六年広島県規則第十六号）附則第二項の規定によりなおその効力を有するとされた広島県高齢者住宅整備資金貸付規則（昭和五十七年広島県規則第三十七号）附則第二項の規定によりなお従前の例によるとされた同規則の施行の日前に貸付けの決定のあった老人居室整備資金とする。</p> <p>4  条例別表第一の三十七の項の規則で定める資金は、広島県障害者住宅整備資金貸付規則を廃止する規則（平成六年広島県規則第三十八号。以下この項において「廃止規則」という。）による廃止前の広島県障害者住宅整備資金貸付規則（昭和五十三年広島県規則第七十一号）第七条の規定による貸付けの決定を受けている者について、廃止規則附則第二項の規定によりなおその効力を有するとされた広島県障害者住宅整備資金貸付規則第一条に規定する資金とする。</p> <p>5  条例別表第一の四十二の項の規則で定める貸付けは、次のとおりとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>6  条例別表第一の四十三の項の規則で定める審査は、知事が別に定める表彰を受ける者（候補者を含む。）の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認についての審査とする。</p> <p>(本人確認情報の提供に係る事務)</p>	<p>(本人確認情報の利用に係る事務)</p> <p>第八条 条例別表第一の三十七の項の規則で定める雑誌は、県が発行する雑誌であつて知事が別に定めるものとする。</p> <p>2  条例別表第一の三十八の項の規則で定める届出又は報告は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>3  条例別表第一の三十九の項の規則で定める資金は、広島県看護師等修学資金貸付規則第一条の規定による資金とする。</p> <p>4  条例別表第一の四十の項の規則で定める資金は、広島県高齢者住宅整備資金貸付規則を廃止する規則（平成六年広島県規則第十六号）附則第二項の規定によりなおその効力を有するとされた広島県高齢者住宅整備資金貸付規則（昭和五十七年広島県規則第三十七号）附則第二項の規定によりなお従前の例によるとされた同規則の施行の日前に貸付けの決定のあった老人居室整備資金とする。</p> <p>5  条例別表第一の四十一の項の規則で定める資金は、広島県障害者住宅整備資金貸付規則を廃止する規則（平成六年広島県規則第三十八号。以下この項において「廃止規則」という。）による廃止前の広島県障害者住宅整備資金貸付規則（昭和五十三年広島県規則第七十一号）第七条の規定による貸付けの決定を受けている者について、廃止規則附則第二項の規定によりなおその効力を有するとされた広島県障害者住宅整備資金貸付規則第一条に規定する資金とする。</p> <p>6  条例別表第一の四十五の項の規則で定める貸付けは、次のとおりとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>7  条例別表第一の四十六の項の規則で定める審査は、知事が別に定める表彰を受ける者（候補者を含む。）の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認についての審査とする。</p> <p>(本人確認情報の提供に係る事務)</p>

<p>第九条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 広島県高等学校等奨学金貸付条例施行規則第八条第一項第一号及び第二号並びに同条第二項第一号及び第二号(第十三条において準用する場合を含む。)に規定する住所変更等の届出の受付又はこれに係る事実についての審査</p> <p>2-4 (略)</p>	<p>第九条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 広島県高等学校等奨学金貸付条例施行規則第八条第一項第一号及び第二号(第十三条において準用する場合を含む。)に規定する住所変更等の届出の受付又はこれに係る事実についての審査</p> <p>2-4 (略)</p>
---	---

別記様式第一号から別記様式第五号までの様式中「イ」を「イ」に改める。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。